

令和7年度オプション健診を付加した特定健康診査等業務委託 (協会けんぽ主催の集団健診の実施)実施機関の募集

1. 目 的

協会けんぽ鳥取支部主催の集団健診の実施により、特定健診未受診者へ受診機会を提供し、またオプション健診を追加することで、健康管理および健康増進に対する興味関心を引き付け、特定健診の受診率向上を図ることを目的とする。

2. 概 要

(1) 委託対象者

特定健診を実施する健診実施機関

(2) 受託要件

以下の要件をすべて満たす機関

- ・国が定めた特定健診・特定保健指導委託基準を有している健診機関であること。
(特定健診及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの(平成25年厚生労働省告示第92条))
- ・鳥取県内にて所有する健診施設、または受託者の用意した会場において、1日40名以上の特定健診及びオプション健診の実施が可能であること。
- ・実施期間において5日以上の実施が可能であること。
- ・鳥取市、倉吉市、米子市及び県内市町村で実施が可能であること。
(鳥取市、倉吉市、米子市は必須とする)
- ・特定健診受診者に対し、オプション健診実施基準(別添1)に基づくオプション健診のうち、少なくとも2種類以上の実施が可能であること。

(3) 委託内容

受託者の県内健診施設または受託者の用意した会場において実施する特定健診及びオプション健診

実施期間: 11月～3月

※オプション健診における費用補助額については、オプション健診実施基準(別添1)に記載。

(4) 手順

- ①健診機関より受託申請書等(様式1、3、4)を提出。
- ②協会けんぽと受託者で健診実施日等を決定する。
- ③協会けんぽにおいて対象者へ案内を送付し、申込受付を実施する。また、受託者へリストを提供する。
- ④健診実施後、受託者は請求書および健診実施件数等の実績を業務完了報告書により協会けんぽに提出。
協会けんぽは、請求書等を確認後、受託者へ支払いを行う。

3. 参加方法

健診機関は受託申請書等(様式1、3、4)を、令和7年6月27日(金)までに
ご提出下さい。

4. 実施時期

契約締結日～令和8年3月31日

5. 仕様書等

仕様書等は別途掲載

6. 担当部署(連絡先)

全国健康保険協会鳥取支部 保健グループ 担当者:萩原
〒680-8560
鳥取県鳥取市今町2-112
アクティ日ノ丸総本社ビル5階
電話:0857-25-0050(音声案内2)